インドネシアによる日本産食品の輸入規制の緩和について ~東日本大震災関連~

東京電力福島第一原子力発電所事故の後、インドネシア向けに輸出される日本産食品(水産物等を除く)に放射性物質の検査が求められていましたが、インドネシア政府は、6月6日付で7県(宮城、山形、茨城、栃木、新潟、山梨、長野)産の加工食品に対する放射性物質検査報告書の添付を義務づけない旨公表しましたので、お知らせいたします。

なお、上記7県産の牛乳・乳製品、食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、生鮮野菜 に対する放射性物質検査報告書の添付義務には変更ありません。

上記規制の緩和を含む諸外国・地域の規制内容は、以下の農林水産省のホームページに掲載しています。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html

引き続き、残された規制の撤廃に向けて働きかけを継続してまいります。

【参考1】緩和前のインドネシアによる日本産食品の輸入規制の概要

対 象 品 目	対 象 地 域	規制内容
牛乳・乳製品、食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、 生鮮野菜、加工食品	7 県(宮城、山形、茨城、栃木、新潟、山梨、長野)	指定検査機関作成の放射性物質検査報 告書を要求 (報告書がない場合はイン ドネシアにて全ロット検査)



緩和後のインドネシアによる日本産食品の輸入規制の概要

対 象 品 目	対 象 地 域	規制內容
牛乳・乳製品、食肉及びそ の製品、穀物、生鮮果実、 生鮮野菜	7 県(宮城、山形、茨城、栃木、新潟、山梨、長野)	指定検査機関作成の放射性物質検査報 告書を要求(報告書がない場合はイン ドネシアにて全ロット検査)

【参考2】2021年のインドネシア向け食品・農林水産物の輸出額(出典:財務省貿易統計)

109 億円 (かつお・まぐろ類、観賞用魚、配合調製飼料他)、世界第17位

お問合せ先

輸出・国際局国際地域課

担当者:黒井、大江

代表: 03-3502-8111(内線 3472) ダイヤルイン: 03-3502-8087

FAX: 03-5511-8773